

6. 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進について

水道事業は、全国の電力の0.8%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有している一方で、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は増加傾向にあり、再生可能エネルギー利用事業者の割合もほぼ横這いで推移しており、エネルギー対策の促進が求められている。

水道事業における対策促進施策として、平成25年度より、環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」に対する財政支援を行っており、平成26年度も同様の財政支援を予定している。

補助対象について、再生可能エネルギーでは小水力発電の他、その他の設備として要件を満たすものであれば太陽光発電等も認められる。また、省エネルギー設備では、インバータや高効率モータ等、7つの設備・施設が対象であり、その他の設備で要件を満たすものであればLED照明等も認められる。なお、補助率は設備ごとに設定されており、詳細については本補助事業の公募要領等を参照されたい。

平成25年度は初年度であったため応募も少なく、1次・2次公募合わせて6件で補助額3億円程度の採択を行っている。来年度の補助枠拡大も要望しているので省エネ・再エネ導入促進に向けて積極的に活用されたい。

また、導入に際しては、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を参考に取り組みされたい。当該手引き書では、環境対策の具体例の記載の充実を図るとともに、水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に関する内容も盛り込んでいる。また厚生労働省のHPでは、この環境計画策定に係る作成支援ファイルを掲載し、提供している。

さらに、近年の電力事情より、今後とも節電対応を求められると考えられることから、各水道事業者等においては積極的にエネルギー対策を推進されたい。

（「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/kankyuu/090729-1.html>